

# 制度の意義と機能

岡 部 政 昭

## 一、逸脱と回帰

企業の政策形成の究極の目的が環境適応であるとするなら、政策形成の第一歩は、まず、環境を如何に認識するかという問題から始まる。しかし、政策上ここで問題となる環境は、決して客観的現実そのものではなく、現実を歪小化し、あるいは特定部分にのみ焦点を合わせた、認知上のズレをもつ、環境の言わば一断面にすぎない。政策形成の基礎となるこの主観的な環境をいま政策環境と呼ぶとすれば、それは当初からズレと歪みを伴って認識され、現実客観性から一定の隔たりをもった状態で構成される<sup>(1)</sup>。環境認識に対するこの知覚上のズレは、言うまでもなく、政策形成者の「合理性に対する認知限界」から生じたものである。合理性は客観性を要請し、客観性は更に次の三つの性質によって規定される。第一、問題の特性についての正確な描写が可能であること、第二、問題解決の背後にある意図が普遍的に承認されていること、そして第三、目標達成を測定するための画一的な基準が存在すること、の三つである。しかし、政策形成の出発点において、以上の条件がすべて完備される

制度の意義と機能

## 制度の意義と機能

保証はほとんどない。従って、政策がその直接の働きかけの対象とすべき環境の特質は、決して現象の合理的な記述と説明によって描写されるものでなく、むしろ、ある意味では、不合理で、客観性に乏しい構造的なズレをもった認識対象として把握されるにすぎない。それは、厳格な規範的基準からの乖離ばかりでなく、環境を構成する諸要素間の依存関係の緩みを反映したものである。環境認識におけるこのズレや緩み、即ち、組織と環境との間の loose coupling は、その性質において、基本的に自然発生的なものである。しかし、それは、政策的観点から見ると、逸脱行動と統合への契機を孕むダイナミックなシステムとして認識される。企業環境適応行動が現実客観性からの逸脱行動を不可避とし、その結果としての「主観的、断片的な環境コンテクストの認知と構成」を基に実現されるものとすれば、そのような政策環境の形成こそが政策決定の基礎となる。ただ、この政策環境は、あくまで構造的なズレや緩みを伴うシステムとして認識されなければならないものである。

政策環境のもつこの言わば柔構造的なシステム的特性の故に、政策決定もまた、社会環境における一定の秩序や型からの乖離を生むことは避けられない。しかし、政策の眼目が環境適応を通じたシステムの安定、存続であるとすれば、そのような逸脱は新たな安定と秩序の再生産に資するものとして積極的に評価されてよい。即ち、逸脱は構造を壊すものではない。むしろ、「多側面から十分に支えられた非常に強固で丈夫な構造は、不断の多様に分岐した流れとして逸脱の発生を助け、そしてこうした逸脱は『多様性のプール』として、集団にとって重要なポジティブな要素なのである。<sup>3)</sup> 逸脱は、それがもつ新たな統合への契機に照らして社会システムの基本的な属性の一つに数えることができるであろう。

ところで、社会システムのこの基本的属性は、それがそのままに放置されるなら、システムの変化あるいは分

解という結果にただ繋がるのみである。従って、環境適応の政策は、現実あるいは規範からの逸脱だけで完了するものではない。環境の主観的イメージによって絶えず創出されるズレや緩みが、政策的な、そしてある場合には無意識的な逸脱の結果であるとすれば、その反動としての新たな秩序や型への反転、回帰のメカニズムが必要になる。社会システムが、ある任意の時点、ある状態において、この逸脱と回帰という二つのメカニズムを同時に内包している<sup>(4)</sup>と見る見方は重要である。二つのメカニズムの同時相互作用によって、システムは初めて環境適応を可能とする条件たる自律性を獲得し、有機的なシステムとなり得る。即ち、構造的ズレあるいは緩みとして現出した loose coupling は、新たな秩序や型の回復を目指す回帰そして同調のメカニズムにより、初めて意識的に調整された loosely-coupled なシステムとして再生される。このようなシステムのもつ逸脱―回帰のメカニズムこそが、複雑な環境適応モデルの基底になければならない基本的要件なのである。

- (1) 政策環境は、政策主体による主観的、意図的な環境の解釈や特定化、政策上とくに重点指向すべき環境対象、そして政策主体の期待や個性を反映して形成される。
- (2) Donaldson, G., *Strategy for Financial Mobility*, Homewood, Ill.: Richard D. Irwin, 1969, p. 24.
- (3) Buckley, W., *Sociology and Modern Systems Theory*, Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall, Inc., 1967  
(新睦人・中野秀一郎訳『一般社会システム論』誠信書房、昭和五十五年) 邦訳二〇―二頁。
- (4) バックレイは、社会システムが、所与の時間、任意の状態において、「逸脱」の型と「同調」の型の双方を含むすべての確定的な関係を包括する、と捉え、システムのもつこの二つのメカニズムに等しく焦点を合わせることが、社会的現実を分析する上で重要なことを論じている。前掲『一般社会システム論』三二―三三頁を参照。

## 二、制度の役割

社会過程は、社会システムの逸脱と同調、分化と統合を中心としたダイナミックな相互作用の過程である。政策環境は、そのような動的過程の中で、主観的、計画的に選択された逸脱のパターンとして把握される。政策形成の評価が、究極的には環境適応によって決まるとすれば、同調や統合によるシステムの復元力も、同じく政策環境への働きかけを通じて発現する。それは、*loose coupling system* の意識的な *loosely-coupled system* へのデザイン化に他ならない。即ち、社会システムは、ある任意の一時点には、未だ制度化されていない未統合の *loose coupling* の状態で描写される。それは、新たな「秩序の回復」、「型の創造」への転機を潜在化させた混沌として存在する。この動的で不安定な転機が、やがて秩序づけられ、一定の方向性を与えられることによって、システムを統合する規範となり、明確な統制力として現われるとき、*loosely-coupled system* のデザインが完成する。それは、環境との相互作用を通じて更に幾多の試練に晒されながら自らを存続、改変し、時には自壊させる。*loosely-coupled system* として形成された新たな秩序や型は、このように、時と環境による淘汰を経てそれ自身「制度」として定着していく、環境適応のための政策決定は、結局、問題解決のための「制度化」を推進する決定であり、「制度化」実現の初期条件を構成するものに他ならない。環境の提起する問題の複雑性、多様性の故に、それに対処する方策や政策プログラムもいきおい複雑、多様な形態をとることを余儀なくされる。その試行錯誤の中から制度は強靱な生命力と規制力をもつものとして現われてくる。制度とは、一般に、社会システムが歴史の過程で累積的、因果関連的に形成してきた人間行動一般のパターンである。このパターンの中には、

システムの内部および外部環境での行為の統合の仕方が反映されている。この社会関係を規制する基本的な性格と機能こそ、制度のもつ最も重要な側面である。

制度の果たす以上のような重要な役割にも拘わらず、それはなお漠然とし、内容的に議論の余地の多い概念である。例えば、組織が価値を体现し、その媒体となることによって、一貫性をもった安定的な社会構造を確立していく過程は、一般に、制度化の過程として知られている<sup>(1)</sup>。制度は、技術的、合理的組織が、個人および集団の反応的相互作用によって条件づけられ、一つの社会構造をもつ場合に成立する。それはまた、特殊な経験を反映した歴史の所産であり、環境への適応と、新たな集団間関係の創出を伴う機能的、動的存在である。更に、この制度は、ある一定の価値体系を体现することにより、集団の一貫性を象徴する媒体として重要視される。この価値の体现により、「組織は、独自性をもつ存在となり、それが更にすすめば、特殊なものの方、習慣、さらにはその他の諸関係が統一されて組織の生涯をあらゆる面で色づけ、それによって形式的な協調や命令だけではとうてい達成できないような高度の社会的統合を組織に付与する<sup>(2)</sup>。」これは、正しく、組織性格の形成に関連した議論である。こういった組織性格は、基本的に、組織の作用や反応の様式を定型化させ、組織の思考を固定化させる方向に作用するものであって、環境の劇的な変化によって、その性格の変更を余儀なくされるような場合には、経営者は、経営上最も必要な意思決定に晒されることになる。しかし、一方で、そのような組織性格の確立こそが、企業の安定と統一を助け、更には、企業に独自のパターンや行動をとらせる基本的な要因なのである。

ところで、制度に関してしばしば引用される定義は、「単位と単位との相互行為によって役割期待および動機

づけの組織化が規定されることにより、社会体系の共通文化の価値パターンが、単位の具体的な行為のなかで統合される仕方<sup>(3)</sup>というものである。この解釈に含まれる最も重要な局面は、具体的な行為の中に統合された価値パターンのもつ意味とその規制力である。上述した組織性格は、正しくここで言う価値パターンの表出に他ならない。この価値パターンを一つの規範として、そこに相対的な同調と統合の作用が働き、また制度化されたパターンの一貫性が促進されるのである。

loosely-coupled system は、以上の統合された価値パターンを包括するシステムを指向するものである。従って、このシステムの形成は、それ以前に、価値観の対立や多様性の存在を前提にしている。合理性からの逸脱を基礎とする政策環境は、完全知識と普遍合理性という厳格な条件によって規定された「環境の客観性」に対する信頼性の欠如の上に描かれたものである。「客観性」の否定は、必然的に環境の多様性を顕在化させ、その結果として、政策環境に含まれる緊張を高める。このような緊張や多様性は、それ自体、処理され、加工され、そして再度伝達されなければならない情報である。それらは、政策環境を媒介とした情報伝達の仕組みを通じて伝えられ、振り分けられる。この情報の収集、処理、伝達を中心とした選択過程こそ、システムを安定化させ、制度化させる基本的な枠組みである。

さて、政策環境を起点として形成される制度は、その内に共有された一定の価値パターンを内包している。既に指摘したように、この価値パターンの規制力により、制度の一貫性と安定性は保持される<sup>(4)</sup>。しかし、制度のもつこの規制力の中身を理解するためには、単に価値パターンの内容についての考察そのものだけではなくてはなお十分ではないであろう。そこで次に、制度化実現に先立つ「初期条件としての政策システム」の評価に関わる効

果（ないし有効性）と効率について言及しておくことにしよう。

企業の主体的な環境適応に際して重要なことは、政策決定の効果が、環境によって判定されるといふ点である。しかし、それは、決して、一義的、普遍的に決定されるものではない。従って、組織としての効果、即ち有効性の承認は、何ら制度としての「正当性」の保証を意味するものではない。一般に、制度としての企業を問題にする場合には、何よりも経済制度として、また「ビジネス」<sup>(5)</sup>としての企業実体を無視し得ない。経済制度としての企業のプロトタイプは、その厳格な基準としての効率性原理を要請する。組織としての効果は、<sup>(6)</sup>必ずしも、この効率基準と一致しないが、経済制度としての企業にあっては、相対的に一層強くその制約を被ることを免れない。従って、企業という経済制度に独特な価値基準は、第一次的にはやはり経済的価値によって規定される、と見るべきであろう。<sup>(7)</sup>それは、絶対的な公準ではないにしても、經驗的な妥当性を十分に容認されている。企業が制度として正当性を保証されるということは、従って、効果基準の実現ばかりでなく、その制約としての効率基準に対する一定限度の配慮を要求されることに他ならない。

企業という制度が、部分的にせよ経済的機能によってその正当性を認められるというのは、勿論、長期的なパースペクティブの中でのみ言えることである。企業は、歴史の流れの中で時の圧力に抗しながら、環境との調和を試される。この試練に対する回答は、ただその試練を克服することだけである。企業の正当性は、かくして、究極的にはその存続によってのみ保証を与えられる。しかし、存続は、あくまで、企業が、歴史的、時間的に経済的機能を完遂し得たことの結果であり、その意味で、事後的、形式的な保証にすぎない。内実を見れば、それは性格上きわめて不安定で微妙なバランスの上のみ維持されるものである。企業が抱えるこの不安定性は、専

## 制度の意義と機能

ら組織の中で利害の対立やコンフリクト発生に由来する。組織による利害解消は、複雑な調整過程を必要とするが、それは、短期的には、組織の効果、即ち有効性により重点をおくものとならざるを得ない。しかし、それは効率基準を無視したものではない。むしろ、長期的な効率基準との均衡を計った上での逸脱なのである。しかし、こういった効果、即ち有効性基準への関心こそが、政策決定にとっての戦略的目標であり、従って、政策論議の焦点をなすものである。

効果と効率という時として相互に相対立する二つの基準の止揚を計ることは、制度に課せられた基本的な役割である。効率基準の一元的な遵守から見ると、矛盾と対立を孕む制度の存在は、それ自体、不合理でムダを象徴するものであろう。しかし、そのような不合理、ムダを有意味で一貫性あるものに転換し、そこに積極的な意義を認めようとするものこそ、制度固有の価値パターンのもつ規制力に他ならない。それは、制度の存在の正当性を最終的に保証するものである。

- (1) Selznick, P., *Leadership in Administration*, New York: Harper & Row, Publishers Inc., 1957, pp. 16—17 & pp. 38—40 (北野利信訳『新訳 組織とリーダーシップ』マイヤモンド社 昭和四十五年) 邦訳二四—二五頁、また五四—七頁を参照。

- (2) Selznick, P., *op. cit.*, p. 40. 前掲『新訳 組織とリーダーシップ』五六頁。

- (3) Parsons, T. and N. J. Smelser, *Economy and Society*, London: Routledge & Kegan Paul Ltd., 1956, p. 102 (富永健一訳『経済と社会』I、II、岩波書店、昭和三十三年) 邦訳I、一五五頁。

- (4) 例えば、岩田龍子『現代日本の経営風土』日本経済新聞社、昭和五十三年では、人々の心理特性が「制度の形成過程に対して、執拗かつ永続的なインパクトを与えている」(三二頁)として、経営制度を制度に内在する価値パタ



インとの関連で理解し、評価している。

- (5) 「ビジネス」とは、*business*、インフラメントとネットワーク間の技術的転換を担う生産主体の意味である。
- (6) Pfeffer, J. and G. R. Salancik, *The External Control of Organizations: A Resource Dependence Perspective*, New York: Harper & Row, Publishers, 1978, p. 11 & pp. 33—34.
- (7) Parsons, T. and N. J. Smelser, *op. cit.*, p. 175. 前掲『経済と社会』I、二六一頁を参照。

### 三、エージェンシー問題

前節においては、制度を「ムダの合理化」を促進するシステムとしてその意義を積極的に評価すべきことを論じた。政策形成の課題を政策環境のデザイン化に求めるというのも、従って、その意味での制度化、あるいは制度の形成の促進を指向したものに他ならない。複雑な利害の対立、葛藤の場として現象する環境は、そのような制度化実現の起点として認識されるものである。

さて、制度化を推進する基本的な要素は、契約と価値パターンの二つである。契約とは、あるシステムが存続していく上において必要な資源を、他のシステムあるいは環境と取引することによって、当のシステムの内部に誘導する過程である。<sup>(1)</sup> 資源を依存する環境は、その必要とする資源の絶対的な希少性の故に、また動機の不一致や機会<sup>(2)</sup>の欠如により、環境がそもそも本質的にルーズなシステムであることによって、必然的に不安定、不確実な状態にある。そこでの変動性やリスクを回避し、資源依存関係の安定性を高めることが契約の抱える基本的な課題である。契約は、それがもつ社会的あるいは経済的な広い意味でのサンクションを伴う規則を通じて、資源

制度の意義と機能

依存関係中の取引過程を規制し、あるいは、*loose coupling system* のデザイン化を促進する。

契約当事者が、各自の利害に照らして最上の契約を取り決め、また、当事者間の取引を規制する公式、非公式の規則が、完全に遵守されるなら、社会過程における交換は大いに促進されることになる。この契約によって枠組みを与えられた交換過程、従ってまた、契約関係の制度化によって規制された経済過程こそ、よく言われるように市場それ自身に他ならない。市場のもつ合理的な資源配分機構は、何よりもまず、契約関係の安定性を前提として機能する。換言すれば、契約による交換過程の規制が完全に実行される場合にはじめて、資源誘導は円滑にすすめられ、合理的な取引関係と資源環境のデザイン化が可能となる。しかし、契約の履行に関わるこの完全性の中身は事前に何ら保証されている訳ではなく、その意味するところも実はきわめて曖昧である。

以上のような契約に含まれる基本的問題については、近年、エージェンシー関係の問題として幅広い関心が集められている。利害環境相互の対立する価値観や要求を調整し、独特のパターンに統合していく過程は、制度化の過程の重要な一環をなすものである。こういった利害調整を通じた制度化推進は、言うまでもなく、安定的な契約関係を媒介としてはじめて実現されるものである。利害調整こそ契約関係形成の焦点にある典型的な問題である。この意味で、エージェンシー関係の議論の中でしばしば見られるような、企業を契約関係の連鎖として捉える見方は、企業が複数の利害者集団から構成される社会結合体である、という理解の一面を強調するものとして注目されてよい。<sup>(3)</sup>この場合、企業が、単に最善の契約関係において、堅固な結び付きをもった契約連鎖と把握されるなら、利害調整問題が表面化することもないであろう。それは、契約の締結と同時に恐らく解決済みとなっている問題である。しかし、実際の契約関係は、決してそのように *tight* な結合関係として現われはしない。

むしろ、loose coupling な関係として認識されるのが普通なのである。

一方が他方に、仕事やサービスの遂行を自らの代行として行う権限を委譲することによって生じたエージェント関係は、これまでに述べた契約関係の典型的なケースである。普通、権限を委譲する側はプリンシパル、与えられた権限の範囲内で仕事やサービスを遂行する側をエージェントと呼ぶ。両者のエージェント関係が理想的に運営される条件は、プリンシパルがエージェントの行動、努力を完全に観察でき、あるいはフォロー可能な場合であろう。しかし、そのような理想的ケースを現実に見出すことは全く困難であるといつてよい。それは、情報が完全にオープンにされるか、世界を画一的なコードの下に統一的に規制し得るといふ、一層厳しい条件を前提にしてみはじめて可能なのである。

以上のエージェント関係をめぐる問題を、やや厳密に表現すれば次のように整理できる。<sup>(4)</sup> いま、エージェント関係の中で観察可能な変数が、エージェントの行為結果  $q$  のみとしよう。エージェントの努力は、曖昧な形でしか観察できない。エージェントは、彼の努力水準  $e$  と彼のおかれている状況  $s$  によって規定される結果  $h(e, s)$  を達成する。この  $q$  を基礎に、エージェントは期待効用  $U(q)$  を最大にするような報酬  $\phi(q, s)$  の実現に努める。<sup>(5)</sup> 報酬の水準  $\phi^*(q, s)$  は、理想的に言えば、完全競争によって決まるが、一般的には、当事者間のバゲニング・プロセスを通じて決定されるものである。プリンシパルとエージェントの間で結ばれる契約は、 $\phi^*(q, s)$  を制約条件として、プリンシパルの効用最大を可能とするような内容で決定されるであろう。しかし、この契約目標がほぼ完全に達成されるためには、(1) エージェントの努力が完全に観察可能なこと、そして(2) エージェントがリスク中立であること、の二つの条件が必要である。エージェントの行動が、無費用で観察可能であ

## 制度の意義と機能

れば、契約努力  $e$  と観察努力  $e'$  との差 ( $e - e'$ ) に対してはサンクションが課せられることによって、エージェントの行動をプリンシパルの意図に沿った形で強要できる。このような強制的契約が可能であれば、プリンシパルの期待効用は最大化される。他方、エージェントがリスク中立行動をとる場合の契約は、プリンシパルに対する一定の報酬  $F$  とエージェントに対する残余報酬  $(\theta - \Pi - F)$  という形をとる。ここでは、リスクはすべてエージェントの負担となるため、エージェントの努力の観察可能性に拘わらず、 $\theta^*(q, \theta)$  を最大化しようとするインセンティブが生まれる。即ち、エージェントは、契約履行に際して最善を尽くすことが期待できる。以上やや厳格な前提の下では、プリンシパルとエージェントの双方の効用を最大化し得るような契約が可能となる。それは理想的契約ではないにしても、双方にとって first best な契約であるといえる。

ところで、上の前提に代えて、エージェントがリスク回避で、しかも努力水準  $e$  が曖昧にしか観察可能でないとする一般的な前提に立つ場合には、この first best contract を結ぶことはもはやできない。むしろ、エージェントの  $E(e)$  を最大にするような努力水準  $e$  の実現を目指した新たなプログラムの下での契約が探索される。この種の契約は、first best contract と比べて、明らかにバレット劣性であろう。最善の履行を保証しないこの契約は、second best contract として特徴づけられるものであり、環境の loose coupling system の特質を典型的に反映した契約関係なのである。

(一) Parsons, T. and N. J. Smelser, *op. cit.*, pp. 104—105. 前掲『経済と社会』I、一五七—一八頁を参照。

(二) 組織と環境との間の関係を「このように資源依存関係を軸に整理する方法は、状況適合理論における最近の一つの展開である。」Pfeffer, J. and G. R. Salancik, *op. cit.*、その典型である。

- (3) Jensen, M. C. and W. H. Meckling, "Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure," *Journal of Financial Economics*, 3 (October 1976), pp. 305—360, Fama, E. F., "Agency Problems and the Theory of the Firm," *Journal of Political Economy*, 88 (April 1980), pp. 288—307.
- (4) Barnea, A., Haugen, R. A. and L. W. Senbet, "Management of Corporate Risk," in Lee, C. F. (ed.), *Advances in Financial Planning and Forecasting*, Vol. 1, Greenwich, Connecticut: JAI Press, 1985, pp. 1—27を参照。
- (5)  $k$  は、努力結果  $q$  以外の関連変数。

#### 四、制度と価値パターン

現実の契約関係が以上のように second best なものでしか実現されないとき、その間隙を埋め、欠陥を補填するために様々な措置やプログラムが追加される。意図的にデザインされた新しい契約システムは、資源取引の交換関係を有効に機能させるべく企画されたものである。既述のように、この新しいシステムが一つの価値パターンに統合される時、それは制度となる。エージェント関係の理論は、こういった制度の機能を評価するため重要な基礎を与えるものである。しかし、上述のプリンシパル—エージェント間の単純な交換関係を中心とした議論からは、制度の役割は必ずしも明確にされていない。シェンセン・メックリング (M. C. Jensen & W. H. Meckling) やマイヤース (S. C. Myers) 等による最近の財務的なエージェント理論<sup>(1)</sup>は、むしろ、そこで明示的に論ぜられなかった制度の働きを論理的に説明しようとする<sup>(2)</sup>ことで、制度理解の一層の進展に貢献している。彼らの議論はいずれも、情報の非対称性を前提として、エージェントたる経営者が、外部の資本提供者である株主

制度の意義と機能

## 制度の意義と機能

や社債投資家を欺いて余分の収入を得、また債権者に不利な決定を導こうとするインセンティブについて論じている。即ち、財務関係のエージェンシー理論は、プリンシパルおよびエージェントの利己的な行動と合理的な期待を前提とし、その枠組みの中で顕在化する利害対立が準最適決定しか結果しないことを確認するものである。準最適決定というエージェンシー問題の解決に伴って生ずるコストが、エージェンシー・コストである。最適資本構成や負債契約条項など各種の措置や政策は、このエージェンシー・コストを最小にするような制度的工夫である。その種の工夫によって、プリンシパル・エージェント間の利害対立は適切に調整される。財務関係のエージェンシー理論においては、この調整は市場を通じて遂行される。調整の不備や不能は、市場価値の低落を結果する。かくして、このタイプのエージェンシー理論は、市場の存在と機能を明確に認識している。ただ問題にしているのは、市場の働きの限界なのである。<sup>(3)</sup>

制度が市場を補完するものとして、あるいはその代替的機能を果たすものとして一定の役割を演じていると考える方は、経済的合理性という制度存続の要件を評価する上で重要な見方といえる。プリンシパルとエージェントという単純な二人の間での交換過程だけをもってしては、合理性や客観性の保証には、なお限界がある。そのような保証のためには、交換に携わる十分多くの人間と交換の反復性、それに背後にある動機の合理性が必要である。以上の要件が充足されるとき、交換過程は市場としての枠組みを完備し、合理的な問題解決という究極的な課題に答えるのである。以上の理解の下では、企業は、市場という制度がもつ機能を一部肩代わりすることによって、経済システム全体の中に、矛盾なく、バランスよく秩序づけられた代表的な制度なのである。

しかし、制度というものをこのように市場と同質的なものとして、厳格に同一次元で論じてしまうことは、余

りに狹隘で観念的な解釈であろう。制度に統合された思考習慣や行動様式は、決して画一的にパターン化されるものではない。それが、本来、政策環境の形成を契機とした、歴史的、累積的な因果関連の所産であると思なされるなら、その独自性や多様性を、経済合理性の観点からのみ正当性を付与されたものと速断することはかなり問題であろう。いま視点を變えて、制度の特性を、情報収集と処理能力の卓越性に求め得るとすれば、制度の評価は、専ら情報収集・処理のための適切な伝達構造の選択についてなされる<sup>4)</sup>。そこでの第一次的条件として、伝達構造はコスト最小の観点から選択・設計される。しかし、全体としては、制度に内在する価値パターンとの調和が前提されなければならないであろう。従って、有効な伝達構造の選択にとっての基本的な要因は、コードの適切な選択である。このコードは、経済的な性格において不可逆的な資本蓄積を意味し、また制度の効率を高める一方で複雑性を増大させるといふような一種のトレード・オフ関係を内包している。このことは、コードの変更がかなりのコスト上昇を招くであろうことや、制度の内容や仕組みに応じて適切なコードについての選択幅も広がることを意味している。従って、以上の経済的、技術的観点をのみ注目する場合でも、何故、制度が自らにとって最適なコードで、しかも他の異なるコードと同様に有効なコードを選択し得るのかを理解することが可能である。しかし、コードの選択が事前に画的に取り決められていない、言わばコンテキスト依存型の伝達システムを想定する場合には、情報伝達構造を規定する制度の枠組み、従って、契約関係の性質を左右する諸要因が一層重要な意味をもつのである。

かくして、本来ルーズな結合関係として理解される契約関係は、社会的コンテキストを背景とした、より幅広いペースベクトルの中で認識されなければならない。契約による規制は、資源そのものに対してではなく、交

換という経済過程を対象とすることによって、資源依存関係の安定化に寄与しようとする。システムないしは組織の存続に必須の資源を直接コントロールできなくとも、資源取引をその根底で支える条件を規制し得るなら、そのとき、間接的ではあるが、しかし実質的に資源支配を可能とする条件が生まれる。組織への資源の貢献は、組織が見返りに提供する誘因に依存する。この誘因—貢献—バランスを維持することは組織存続の不可欠の要件である。契約関係によってこの誘因—貢献—バランスを有効に機能させる条件をつくることが、ひいては契約当事者双方の意に適った資源取引の安定化を可能とする。その意味で、この誘因—貢献—バランスの維持こそ、実態的な資源取引の基礎にあってそれを規定する実質的な条件なのである。

誘因—貢献をめぐるこの交換過程が、純粹に経済過程の枠を超えて広く社会過程という性格を帯びてくるにつれ、契約関係もいさおい多様で複雑にならざるを得ず、それに応じて詳細な取り決めが必要になる。交換過程の性格のかかる変化が、契約関係の複雑性を招来する過程で、合理的な資源配分という市場のもつ重要な機能も制約を受ける。それは、市場という問題の焦点にある契約関係の安定化を著しく阻害する結果になる。契約過程に含まれる基本的要素には、上述した規則の他に、契約当事者が互いに有利な取引を結ぼうとする過程がある。<sup>5)</sup>市場調節の機能低下は、一つには、契約に含まれる規則が、同じく契約関係の一過程である取引過程を十分に規制し得なくなったことに起因する。それは、契約当事者双方のおかれた環境の相違に由来した契約関係の不安定性ともいえる。多様な環境の複雑性を背景として生じたこの市場の調節機能の低下は、契約内容の入念な指定や強化に繋がり、やがてそれに伴うコスト負担をもちや許容し得なくなった段階で、明確に、市場に代わる別のシステムへの転換が促進される。新しいシステムは、契約当事者間の取引過程を、画一的コードによる規制に代え



て、ある一定のコンテキストに依拠した伝達システムの上に構築しようとする。これは、既述の政策環境の一部としてデザインされるものであり、制度化実現の初期条件を構成するものである。制度化されるシステムは、そのときどきの条件によって規定される政策環境の中に矛盾なく整合的に関係づけられることが必要である。しかし、制度の定着という意味から不可欠な要件となるのは、企業組織に内在する独特な価値パターンとの整合性であり、調和である。環境適応のための政策システムに課された効果や効率という時として相対立する基準は、この特定の価値パターンを介して初めて調整可能となる。政策環境は、元来政策形成者の「ものの見方」や「ことの運び方」の中に写し出される思考様式や行動パターンを反映して決定される。それは、一つの独特な価値パターンを示したものである。従って、政策システムは、その形成当初から、既に独特な価値パターンの規制を受けている。しかし、それはあくまで部分的な規制にすぎず、制度の定着を即保証するものではない。制度は、ダイナミックな社会的相互作用の過程を通じて形成される歴史的所産である。従って、契約によって枠組を与えられた政策システムも、それが社会的、歴史的過程を通じて独自の価値パターンを体现し、企業組織の内部に次第に定着していくとき、そこに初めて制度化の実現に言及し得るのである。かくして、制度とは、環境適応への制御を意図してデザインされ、またそのための契約関係によって規定された個々の取引を、共有された一つの価値パターンの下に統合した包括的なシステムなのである。

(1) Jensen, M. C. and W. H. Meckling, *op. cit.* Myers, S. C., "Determinants of Corporate Borrowing," *Journal of Financial Economics*, 5 (July 1977), pp. 147-175.

(2) Barnea, A., Haugen, R. A. and L. W. Senbet, *op. cit.*, p. 7.

制度の意義と機能

制度の意義と機能

- (3) シュミット (R. H. Schmidt) は、制度を市場の完全な代替物と捉え、市場の対極に位置づけている。例えば、Schauberg, B. und R. H. Schmidt, „Vorbereiten zu einer Theorie der Unternehmung als Institution“, in Kappler, E. (Hrsg.), *Rekonstruktion der Betriebswirtschaftslehre als ökonomische Theorie*, Erlangen, 1982を参照。しかし、「組織の失敗」の枠組みにおいて、市場と内部組織(制度)を対比するウィリアムソン (O. E. Williamson) であっては、両者間には、取引コストという単なる経済的ファクターにのみ還元しきれないような差異について指摘している。「組織の失敗」の枠組みに含められた「雰囲気」という概念は、その意味でとくに注目に値する。シュミット等は基本的にウィリアムソンの枠組みを踏襲しながらも、以上の点については必ずしも明確にしていない。

- (4) Arrow, K. J., *The Limits of Organization*, New York: W. W. Norton & Company, Inc., 1974, p. 55 (村上泰亮訳『組織の限界』岩波書店、昭和五十一年) 邦訳六一頁参照。
- (5) Parsons, T. and N. J. Smelser, *op. cit.*, pp. 104—105. 前掲『経済と社会』I、一五八頁。